

府営住宅における化学物質の室内濃度測定実施要領

測定個所	対象建物(棟単位)の住戸数に対し1割以上の住戸を対象とし、対象住戸のそれぞれについて2室以上を測定すること。 なお、福祉施設及び集会所についても同様に測定すること。
特定測定物質	それぞれの室において、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンの室内濃度を測定すること。
採取条件	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条第1項の規定に基づく評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号(以下「評価方法基準」という。))第5の6-3の(3)のイに定められた採取条件によること。
測定の方法	評価方法基準第5の6-3の(3)のロに定められた測定方法によること。
採取年月日等及びその他の採取条件の記録	以下について記録し、京都府に報告すること。 特定測定物質の名称 特定測定物質の濃度 特定測定物質の濃度を測定するために必要とする器具の名称 採取を行った年月日 採取を行った時刻(又は採取を開始した時刻及び終了した時刻) 内装仕上げ工事の完了した年月日 空気を採取した居室の名称 採取中の室温(又は平均の室温) 採取中の相対湿度(又は平均の相対湿度) 採取中の天候及び日照の状況 採取前及び採取中の換気及び冷暖房の実施状況 その他特定測定物質の濃度に著しい影響を及ぼすもの
(参考) 厚生労働省の策定した室内濃度指針値(平成14年現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・ホルムアルデヒド : 100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (25 換算で0.08ppm) ・トルエン : 260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (25 換算で0.07ppm) ・キシレン : 870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (25 換算で0.20ppm) ・エチルベンゼン : 3,800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (25 換算で0.88ppm) ・スチレン : 220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (25 換算で0.05ppm)